

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は現行と改正案との相違部分、網掛け部分は改正案と修正案との相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（就業条件等の明示）</p> <p>第三十四条〔略〕</p> <p>2 派遣元事業主は、派遣先から第四十条の二第七項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る事業所その他派遣就業の場所の業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならぬ。</p> <p>（派遣元管理台帳）</p> <p>第三十七条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなけ</p>	<p>（就業条件等の明示）</p> <p>第三十四条〔略〕</p> <p>2 派遣元事業主は、派遣先から第四十条の二第六項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る事業所その他派遣就業の場所の業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならぬ。</p> <p>（派遣元管理台帳）</p> <p>第三十七条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなけ</p>	<p>（就業条件等の明示）</p> <p>第三十四条〔略〕</p> <p>2 派遣元事業主は、派遣先から第四十条の二第五項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務について派遣先が同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。</p> <p>（派遣元管理台帳）</p> <p>第三十七条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなけ</p>

ればならない。

一・二 〔略〕

三〇七 〔略〕

八 第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置

九 〔略〕

十〇二 〔略〕

2 〔略〕

（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）

第四十条の二 〔略〕

2・3 〔略〕

4 派遣先は、派遣可能期間を延長しようとするときは、意見聴取期間に、厚生労働省令で定めるところにより、過半数労働組合等（当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者をいう。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

5 派遣先は、前項の規定により意見を聴か

ればならない。

一・二 〔略〕

三〇七 〔略〕

〔新設〕

八 〔略〕

九〇一 〔略〕

2 〔略〕

（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）

第四十条の二 〔略〕

2・3 〔略〕

4 派遣先は、派遣可能期間を延長しようとするときは、意見聴取期間に、厚生労働省令で定めるところにより、過半数労働組合等（当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者をいう。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

5 派遣先は、前項の規定により意見を聴か

ればならない。

〔新設〕

一〇五 〔略〕

〔新設〕

六〇八 〔略〕

2 〔略〕

（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）

第四十条の二 〔略〕

2・3 〔略〕

4 派遣先は、前項の期間を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする。

〔新設〕

れた過半数労働組合等が異議を述べたときは、当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、延長前の派遣可能期間が経過することとなる日の前日までに、当該過半数労働組合等に対し、派遣可能期間の延長の理由その他の厚生労働省令で定める事項について説明しなければならない。

6 派遣先は、第四項の規定による意見の聴取及び前項の規定による説明を行うに当たっては、この法律の趣旨にのっとり、誠実にこれらを行うように努めなければならない。

7・8

〔略〕

(派遣先責任者)

第四十一条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

一 〔略〕

二 第四十条の二第七項及び次条に定める事項に関すること。

三〇五 〔略〕

れた過半数労働組合等が異議を述べたときは、当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、延長前の派遣可能期間が経過することとなる日の前日までに、当該過半数労働組合等に対し、派遣可能期間の延長の理由その他の厚生労働省令で定める事項について説明しなければならない。

〔新設〕

6・7

〔略〕

(派遣先責任者)

第四十一条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

一 〔略〕

二 第四十条の二第六項及び次条に定める事項に関すること。

三〇五 〔略〕

5・6

〔略〕

(派遣先責任者)

第四十一条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

一 〔略〕

二 第四十条の二第五項及び次条に定める事項に関すること。

三〇五 〔略〕

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）  
 （抄）（第二条関係）  
 （傍線部分は現行と改正案との相違部分、網掛け部分は改正案と修正案との相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）                  第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。                  第二十八条中「第三十一条」の下に「及び第四十条の六第一項第五号」を加える。                  第三十四条に次の一項を加える。                  3 派遣元事業主は、前二項の規定による明示をするに当たっては、派遣先が第四十条の六第一項第三号又は第四号に該当する行為を行った場合には同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨を併せて明示しなければならない。                  第三十五条の五中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。</p>	<p>（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）                  第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。                  第二十八条中「第三十一条」の下に「及び第四十条の六第一項第五号」を加える。</p>	<p>（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）                  第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。                  第二十八条中「第三十一条」の下に「及び第四十条の六第一項第四号」を加える。</p>
<p>第三十五条の五中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。</p>	<p>第三十五条の四中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。</p>	

第四十条の六を第四十条の九とし、第四十条の五の次に次の三条を加える。

第四十条の六 [略]

一・二 [略]

三 第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けるところ（同条第四項に規定する意見の聴取の手続のうち厚生労働省令で定めるものが行われないことにより同条第一項の規定に違反することとなつたときを除く。）。

四 第四十条の三の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

五 [略]

2 3 4 [略]

第四十条の七 [略]

第四十条の八 [略]

附則

第十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第四十条の六まで」を「第

第四十条の六を第四十条の九とし、第四十条の五の次に次の三条を加える。

第四十条の六 [略]

一・二 [略]

三 第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けるところ（同条第四項に規定する意見の聴取の手続のうち厚生労働省令で定めるものが行われないことにより同条第一項の規定に違反することとなつたときを除く。）。

四 第四十条の三の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

五 [略]

2 3 4 [略]

第四十条の七 [略]

第四十条の八 [略]

附則

第十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十条の六を第四十条の九とし、第四十条の五の次に次の三条を加える。

第四十条の六 [略]

一・二 [略]

三 第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けるところ。

四 [略]

2 3 4 [略]

第四十条の七 [略]

第四十条の八 [略]

附則

第十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九」に改め、同条の表第三十四条第一項の項の次に次のように加える。

第三十四条 第三項	第四十条の六 第一項第三号 又は第四号	第四十条の六 第一項第三号
--------------	---------------------------	------------------

第四十四条の表第三十九条の項中「第三十九条」を「第三十九条及び第四十条の六第一項第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第四十条の六第一項第五号	〔略〕	〔略〕

第四十四条の表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

第十三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第四十条の六まで」を「第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九」に改め、同条の表第三十九条の項中「第三十九条」を「第三十九条及び第四十条の六第一項第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第四十条の六第一項第五号	〔略〕	〔略〕

第四十四条の表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

第十三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第四十四条中「、第四十条の六」を「、第四十条の九」に改め、同条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「及び第三十九条」を「、第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同表第三十六条の項の次に次のように加える。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第四十条の六第一項第四号	〔略〕	〔略〕

第四十四条の表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

第十三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二十三条及び同条の表第二十五条の項中「第四十条の六まで」を「第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九」に改め、同条の表第三十四条第一項の次に次のように加える。

第三十四条 第三項	第四十条の六 第一項第三号	第四十条の六 第一項第三号
	又は第四号	

第二十三条の表第三十七条第一項第八号の項の次に次のように加える。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
-----	-----	-----

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第五号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

第二十三条及び同条の表第二十五条の項中「第四十条の六まで」を「第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九」に改め、同条の表第三十七条第一項第四号の項の次に次のように加える。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
-----	-----	-----

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第五号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

第二十三条中「、第四十条の六」を「、第四十条の九」に改め、同条の表第三十六条第六号の項の次に次のように加える。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
-----	-----	-----

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会閣法第四十三号)(抄)  
 (附則第一条及び第八条関係)  
 (網掛け部分は修正部分)

<p style="text-align: center;">修 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年九月三十日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳に関する経過措置)</p> <p>第八条 新法第三十七条第一項第八号の規定は、施行日以後に新法第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により講じられる措置について適用する。</p> <p>2 新法第三十七条第一項第九号及び第四十二条第一項第九号の規定は、施行日以後に行われる教育訓練について適用する。</p>
<p style="text-align: center;">修 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年九月一日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳に関する経過措置)</p> <p>第八条 新法第三十七条第一項第八号及び第四十二条第一項第九号の規定は、施行日以後に行われる教育訓練について適用する。</p>



○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線部分は現行と改正案との相違部分、網掛け部分は改正案と修正案との相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（業務等） 第四十二条〔略〕 2～5 〔略〕</p> <p>6 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第三十条、第三十七条第一項第八号並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（業務等） 第四十二条〔略〕 2～5 〔略〕</p> <p>6 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第三十条並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（業務等） 第四十二条〔略〕 2～5 〔略〕</p> <p>6 前項の規定による一般労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第二章第二節第二款、第三十条並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一般派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

7	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

7	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

7	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（抄）（附則第十六条関係）

（傍線部分は現行と改正案との相違部分、網掛け部分は改正案と修正案との相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（労働者派遣法の規定の読替え適用等） 第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の六まで、第四十七条の三、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、受入事業主を同号に規定する派遣先とみなす。こ</p>	<p>（労働者派遣法の規定の読替え適用等） 第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の六まで、第四十七条の三、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、受入事業主を同号に規定する派遣先とみなす。こ</p>	<p>（労働者派遣法の規定の読替え適用等） 第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の六、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十条の二第一項に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表</p>

の場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

[略]	第三十七条 第一項第四号	[略]	場所及び組 織単位	[略]	場所
[略]	第三十七条 第一項第八号	[略]	第三十条第 一項(同条第 二項の規定 により読み 替えて適用 する場合を 含む。)の規 定により講 じた措置	[略]	第三十条第 一項の規定 により講じ た措置(同項 第一号に掲 げる措置を 除く。)

の場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

[略]	第三十七条 第一項第四号	[略]	場所及び組 織単位	[略]	場所
-----	-----------------	-----	--------------	-----	----

の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

[略]	[新設]	[略]	[新設]	[略]	[新設]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

修正案	改正案	現行
<p>（労働者派遣法の特例）</p> <p>第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の六まで、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句</p>	<p>（労働者派遣法の特例）</p> <p>第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、<u>第二十六条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の六まで、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主とみなす。</u>この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句</p>	<p>（労働者派遣法の特例）</p> <p>第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、<u>第二十六条第三項、第三十条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の六、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。</u>この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

は、同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	第三十七号 第三十七号 第一項第四号	〔略〕
〔略〕	第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置	場所及び組織単位
〔略〕	第三十条第一項の規定により講じた措置（同項第一号に掲げる措置を除く。）	場所

は、同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	第三十七号 第一項第四号	〔略〕
〔略〕		場所及び組織単位
〔略〕		場所

〔略〕		〔新設〕
〔略〕		〔新設〕
〔略〕		〔新設〕